

平成30年(行ウ)第66号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 小林昌子

被告 和泉市長

原告第1準備書面

平成30年7月5日

大阪地方裁判所第7民事部合議1係 御中

原告 小林洋一



原告 小林昌子



原告等は以下裁判所への釈明及び被告答弁書に反論する。

第1 相手方等への損害賠償請求額について(釈明)

相手方への損害賠償請求額の詳細は別表3の通りである。

訴状添付別表1は上記を請求の相手方及び契約年度で集計したものである。

損害賠償請求額は落札額から最低制限価格を差し引いたものである。

尚消費税は平成25年度迄は5%、平成26年度以降は8%で算定。

第2 答弁書への反論

1 入札談合を理由とする損害賠償請求の要件事実について

被告が援用する判例(民集56巻6号1049頁)は、怠る事実の監査請求期間について判示したもので事案を異にし、被告の主張するような判示は含まれていない。尚被告の援用する判例の判決日は平成14年7月2日である。

尚、要件事実「①受注者において談合があったこと」の立証については訴状3頁基本的考え方で述べたところであるが、付言して以下の裁判例を挙げ

る。

本件入札について、誰と誰が、いつ、どこで、どのような談合をしたのかは、本件全証拠によるも明らかでないが、談合の事実を認定するには、必ずしも、上記のような、誰と誰が、いつ、どこで、どのような談合をしたのかという事実を認定しなければならない、という理由はなく、他の事実から談合をしたことを推認することができるのであれば談合の事実を認定することが許される[というより、認定すべきである。]ことは当然のことであり、本件においては、以上に説示したところから、優に談合の事実を認定することができるのである。

(平成 16 年 3 月 11 日 高松高裁)

2 落札率が高い事と談合の存在について

被告は、「落札率が高いという事実のみによって談合が成立した事実を推認することはできない。」と主張する。

原告らは、造園工事が他の工種に比べて落札が極端に少ない事、落札率が一定範囲に収斂している事、特異な落札率の存在、談合組織とみられる和泉造園緑化協同組合の存在等から談合が推認されると主張しており、落札率が高い事もその中の一つであり、これのみで談合が推認されると主張するものは無い。

3 造園工事の落札率が高い理由について

被告は、造園工事の落札率が高くなる理由について(たたき合いが出来ない理由について)、造園工の公共工事設計労務単価が低い事と造園工事の(現場管理費＋一般管理費)の比率が高い事にあると主張するが失当である。

(1) 造園工の設計労務単価について

被告は、平成28年度の造園工の労務単価は1万8500円であるところ、普通

作業員の労務単価(1万7800円)の約1.04倍にとどまっております(乙第4号証)、平成13年度の造園工の労務単価(1万7800円)が普通作業員の労務単価(1万4400円)の約1.24倍である(乙第4号証)ことと比較しても、造園工の公共工事設計労務単価が低下していることは明らかである。と主張する。

しかしながら、公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査しており、それを元に所定労働時間内8時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に集計し、それを基に、公共工事設計労務単価を決定している。(甲17)

従って造園工の公共工事設計労務単価の低下は実勢単価に基づくものであり、工賃の支出もこれに対応するものであるから、公共工事設計労務単価の低下が造園工事の経営の悪化に直接結びつくものでは無いし、落札率が高くなる理由にも当たらない。

(2) (現場管理費＋一般管理費)の比率が高い事について

被告は、直接工事費及び共通仮設費はコスト調整が可能な部分であり、現場管理費及び一般管理費はコスト調整が困難であることを前提に、造園工種は他の工種に比べ(現場管理費＋一般管理費)の比率が高い事から、コスト調整が困難で、これが落札率が高くなる理由の一つであると主張するが失当である。

原告らは以下の3点から被告の主張が失当であることを述べる。

ア 被告の主張は全く逆の誤った判断である。即ち純工事費にあたる直接工

事費及び共通仮設費は、工事の品質に直接影響するもので、簡単には下げられない。一方間接費である現場管理費及び一般管理費は工事品質に影響しないもので経営努力で調整が可能なコストである(特に一般管理費)。

このことは、最低制限価格の設定を見れば明らかである。最低制限価格とは予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」で工事の品質を確保するための最低価格であるが、その価格は予定価格の内の直接工事費、仮設工事費、現場管理費、一般管理費にある係数をかけて設定される。その係数は、直接工事費には0.97、仮設工事費、現場管理費には0.90、一般管理費には0.55とされている(甲18)。

この係数は、直接工事費及び共通仮設費は下請け業者へのしわ寄せ防止、工事品質確保の観点から過年度における標準工事(調査基準価格以上)の官積算に対する割合(官積比)の平均値から設定したもので、現場管理費は現場管理費の項目のうち、不可避な経費として安全訓練等費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、外注一般管理費等が占める割合から設定したもので、一般管理費は一般管理費等の費目のうち、不可避な経費として法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費、従業員給料手当、退職金が占める割合から設定したものである。

そうすると1からこの係数を差し引いた値がコスト調整の余地を表すものと解してよい。

即ち直接工事費は殆どコスト調整の余地が無く、一方一般管理費はコスト調整の余地が大きい事になり、被告の主張する(現場管理費+一般管理費)の比率が高い事から、コスト調整が困難であり、落札率が高くなるとの主張は誤りである。

イ (現場管理費+一般管理費)の割合が造園とほぼ同じの舗装は、被告の主

張によれば、くじ落札の比率が少なくなるはずであるが、訴状5頁のくじ落札の比率は100%(すべてくじで落札が決まっている)であり、被告の主張と整合しない。

ウ 造園工事にたたき合いが起こらないのが構造的な問題に起因するものであれば、他の自治体の造園でも同じようになるはずであるが、周辺市の平成29年度の落札結果を見ると堺市(10件)、河内長野市(3件)、泉大津市(1件)、高石市(1件)、岸和田市(1件)、貝塚市(2件)の総計18件の内くじ落札でないのは僅かに堺市の1件のみであり、被告の主張は失当である。(甲19)

4 怠る事実の不存在について

和泉市長は、客観的に見て、「①受注者において談合があったこと、②これに基づく各工事業者の入札及び被告との契約締結が不法行為法上違法の評価を受けるものであること、③これにより被告に損害が発生したこと」を認定するに足りる証拠資料を入手し、又は入手し得たとはいえ、それゆえ、和泉市長の損害賠償請求権の不行使は、違法な「怠る事実」に該たらない。と主張する。

しかしながら被告が援用する同判決(平成21年4月28日判決 第三小法廷集民230号609頁)で、「仮に、本件訴訟において提出された証拠により、被上告人らによる上記不法行為の事実が認定され得るのであれば、市長は、客観的に見て上記不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を入手し得たものということができるのであり、そうであるとすれば、遅くとも本件訴訟の第1審判決の時点では、市長において、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することにつき、格別の支障がなかったものと一応判断されるのである。」と判示する。

従って、本件訴訟の口頭弁論終結時に提出された証拠により、不法行為の事実が認定され得るのであれば、「客観的に見て、①受注者において談合があったこと、②これに基づく各工事業者の入札及び被告との契約締結が不法行為

法上違法の評価を受けるものであること、③これにより被告に損害が発生したこと」を認定するに足りる証拠資料を入手し得たものと解せられる。一方公取委の審判や刑事事件として立件されていない本件では、損害賠償請求権を行使することにつき、格別の支障がなかったものと解せられ、和泉市長の損害賠償請求権の不行使は、違法な「怠る事実」に該当する。

第3 本件住民監査請求後の造園の入札について

本件住民監査請求が起こされた(1/31)以降、及び本件談合の疑いについて全国紙で報道された(4/7)以降に初めて実施された造園工事は、現在まで公募型指名競争入札で造園の等級格付がA等級工事の1件しかなく、その入札状況を見ると(甲20)、従来の入札と大きく異なった入札となっている。

従来の入札(公募型指名競争入札で造園の等級格付がA等級工事)は本件監査請求の対象期間の36件全てが、1者落札であったが、今回初めてくじ落札となっている。

又くじ落札には少なくとも2者以上が同じ価格での入札が必要であるが、任意の入札において、同じ入札価格が複数存在するのは極めてまれであり、それが表れるのはたたき合いとなった時の最低制限価格での入札及び採算が極めて厳しい時の予定価格での入札の場合しか発生しない。本件監査請求対象期間のくじ落札984件の全てが、最低制限価格か又は予定価格での落札となっている事からも明らかである。(甲8及び訴状4頁)

ところが今回の入札は最低制限価格でも予定価格でもない価格の同一入札価格で落札しており、今回初めてくじ落札となった事を併せ考えると、今回の入札は、本件住民訴訟の影響を大きく受けたもので、ひいては原告らの主張の正当性を裏付けたものと解せられる。

以上